

審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 7 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 5 条第 6 項、第 7 項、第 4 条第 2 項 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3032)
備 考 :